

保育所(園)でのくすりの取り扱いについて

※ 文中「お薬連絡票」は、梅賀山保育園では、投薬依頼書となります

益田市生活福祉課
益田市美濃郡医師会園医部会
益田市保育研究会

お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えて頂くのですが、緊急止むを得ない理由で、保護者が登園できないときは、保護者の信頼に基づき、保育所(園)の担当者が保護者に代わって与えます。この場合万全を期するため、平成13年度より、「お薬連絡票」により取り扱うことになりましたので、下記の点に留意されご持参下さいますようお願いいたします。尚、主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在何時から何時まで保育所(園)に在園していることと、**保育所(園)は、原則としてくすりの使用ができない**ことをお伝えください。

記

1 くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは、**その医師の処方によって薬局で調剤したものに限り**ます。

(保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育所(園)としては対応できません。)

2 **座薬の使用は原則として行いません**。止むを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付して下さい。尚使用に当たってはその都度保護者にご連絡をしますのでご了承下さい。

3 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」「発作が起こったら…」というように**症状を判断して与えなければ**ならないようなくすりは**預かりません**。

4 慢性の病気(気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎など)のように経過が長引くような病気の日常におけるくすりの対応については『保育所保育指針』(厚労省)によって、子どもの主治医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。

5 持参の方法について

- ① 医師が処方したくすりで、必ず「お薬連絡票」に記入してください。尚、「薬剤情報提供書」がある場合には、それを添付して下さい。
- ② 使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
- ③ 袋や容器に必ず名前を記載して下さい。
- ④ もらわれたくすりの1回目は、保護者の方で与えてから持参して下さい。